

陳情第 27 号	受理年月日	平成 29 年 4 月 5 日
付託委員会	環境水道委員会	
陳 情 者	門司区上藤松二丁目 11-1 軸丸 智裕	
件 名	森友学園問題に対する本市の国への指導について	
要 旨	<p>森友学園のニュースが全国をにぎわせている。ニュースでは 8 億円の値引きや首相夫人との関連ばかりが報じられているが、別の見方をすれば、廃棄物の処理ができない団体に、少なくとも学校開設認可までに間に合わなかった団体に、国が売却時点でごみが出てきている廃棄物つき用地を売却したことが重要な問題である。</p> <p>廃棄物処理法によれば、国は廃棄物に対しての重大な責務を負っている。また、一説によれば、出てきたごみは市町村が出して埋めたごみともされており、ごみを出した者に責任を負わずに民間に丸投げしたと思われても仕方がない。</p> <p>については、国、すなわち、訴訟上の代表者である法務大臣に対し、いわゆる森友学園の売買・賃貸借のような用途が学校用地といった公共性があるもので、実態から廃棄物を処理することが妥当でない団体等に、廃棄物つき用地を廃棄物の処理をせずに売却等しないように、適切に指導していただきたい。</p>	